平成３０年（フ）第２１３号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目23番16―205号
債務者　楠木　俊之
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２７号
横浜市緑区三保町1926番地１　ＨＥＩＺＡＸ207号
債務者　小野寺　翔
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４２号
横浜市港北区日吉６丁目13番２―410号
債務者　野田　康友
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４６号
神奈川県大和市大和東２丁目７番15号　ジュネスミノール206
債務者　宮本　　皓
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
岡山市中区国府市場53番地１　国庁マンションＢ202
債務者　三谷　洋平
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
岡山市北区半田町６番41―６号
債務者　中嶋　友香
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０号
栃木県栃木市沼和田町22番21号
債務者　小林　孝子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後１時30分
　　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１１号
栃木県栃木市沼和田町22番21号
債務者　小林　章一
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後１時30分
　　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第９７４８号
東京都台東区三ノ輪１丁目７―５―203、前住所東京都江東区北砂６丁目２―５　ＳＲＹビルⅡ　３Ｆ
債務者　山本　和美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午後３時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４９１号
東京都八王子市別所１丁目１番地11アーバンコア堀之内303号
債務者　横山　正幸
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６２６号
静岡市駿河区下島500番地の１　Ｓｅａサンピュア203
債務者　小林　継深
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０２４号
東京都江戸川区松島４丁目２―16　ベルコフレパート２　103
債務者　江幡　清克
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３号
静岡市清水区追分２丁目18番８号　ラフォーレプラザＫ２―Ｄ
債務者　野中　正彦
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３２４号
千葉県八街市文違301番地1545ハイムタウンエイト201、前住所千葉県八街市朝日496番地５
破産者　斉藤　　勝
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６７５号
北九州市小倉南区城野３丁目９番31号
破産者　有限会社三光自動車修理工場
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部